福祉交流スペース使用基準

1. 使用にあたっては、下記事項を遵守のこと
2. 予約は、申込日から3か月以内とし、利用日の5日前までに別紙利用許可申請書を提出するものとする。(受付時間9:00～17:00)ただし、年末年始（12月29日から1月3日）は貸出不可
3. 使用時において、マスクの着用及びご利用者全員の氏名並びに体温を記入した名簿を必ず会議開始前に事務所へ提出のこと。
4. 入室にあたっては、各自上履きを持参のこと（施設のスリッパは使用できません）
5. 会議室備えのテーブルおよび椅子以外の貸し出しはできません
6. 使用時間は、午前9時から午後9時までとし、2時間単位とする
7. （9～11時、11～13時、13～15時、15～17時、17～19時、19～21時）
8. 会議使用後、机および椅子の清掃（消毒）を行い、元の位置に戻すこと
9. 施設内の感染状況により、貸し出しを急遽中止する場合があります。
10. その他、福祉交流スペースの利用にあっては、別途定める利用ルールによる